

千曲市生涯学習推進本部設置要綱の一部を改正する告示について

千曲市生涯学習推進本部設置要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「教育部長」を「教育委員会事務局の部長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和5年8月23日提出
千曲市教育長 小松 信美

<p>条例、規則等の名称</p>	<p>千曲市生涯学習推進本部設置要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第15号）</p>
<p>制定区分 （該当字句を ○で囲む）</p>	<p>新 規 一部改正 全部改正</p>
<p>制定する根拠 及びその内容 （法令、準則等 の名称）</p>	
<p><u>提案理由</u></p> <p>担当部長の位置づけが不明確であるため、明確になるよう所要の改正を行うもの。</p>	

千曲市生涯学習推進本部設置要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第15号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（組織）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 委員は、市長部局の部長、会計管理者、<u>教育部長</u>及び議会事務局長をもって充てる。</p> <p>6 （略）</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 委員は、市長部局の部長、会計管理者、<u>教育委員会事務局の部長</u>及び議会事務局長をもって充てる。</p> <p>6 （略）</p>